

令和5年度第1回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会

1 開催日時 令和5年7月5日 午後2時00分開会

2 開催場所 袖ヶ浦クリーンセンター 2階研修室

3 出席委員

会長	工藤 智子	副会長	川崎 裕治
委員	尾高 悟	委員	長谷川 勉
委員	竹越 岳二	委員	齋藤 麻衣子
委員	鈴木 英一	委員	在原 政枝
委員	北島 勝正	委員	猿渡 由枝
委員		委員	中山 朝子

(欠席委員)

委員	藪寄 勇治	委員	江澤 幸二
----	-------	----	-------

4 出席職員

市長	粕谷 智浩	環境経済部長	鈴木 真紀夫
環境経済部次長	近藤 英明	廃棄物対策課長	齋藤 渡
一般廃棄物班長	宮崎 徹	副主査	重城 一輝

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	3人
傍聴人数	0人

6 議題

- (1) 議題1 袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会について
- (2) 議題2 プラスチックリサイクルについて

7 議事

(1) 開会

本日の会議について、江澤委員と藪寄委員が欠席であるが、廃棄物減量等推進審議会規則第3条第2項に規定される定足数に達しているため、会議が成立していることを報告した。

次に、廃棄物減量等推進審議会は、袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議を公開することになっており、傍聴人は1名申出があったものの出席していないこと、会議の公開にあたり、会議を録音させていただくことを報告した。

(2) 辞令交付

市長より、委員11名に対し辞令を交付

欠席2名に対しては事務局より辞令交付する旨報告した。

(3) 市長挨拶

市長挨拶

(4) 委員紹介

委員11名より、自己紹介

(5) 事務局紹介

事務局より自己紹介

(6) 会長、副会長選出

環境経済部長が仮議長を務め、会長・副会長の選出について意見聴取した。

尾高委員より、工藤委員を会長に、川崎委員を副会長に推進したい旨提言あり。全員賛成により、会長は工藤委員、副会長は川崎委員に決定した。

(7) 会長挨拶

会長挨拶後市長退席

(8) 議事

宮崎班長

議事に入る前に事前にお配りした資料と本日お配りしました資料の確認をお願いします。

～～資料確認～～

「袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会規則」第3条第1項の規定により、会長が議長となると定められておりますので、これより工藤会長に議長をお願いし、議事を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

工藤会長 それでは、ただいまより私が議長となりまして、議事に入ります。本日の議題は2件となっております。議題1「袖ヶ浦市廃棄物等減量推進委員会について」が報告案件、議題2「プラスチックリサイクルについて」が状況報告となっております。では、議題1について事務局から説明をお願いします。

宮崎班長 それでは、議題1「袖ヶ浦市廃棄物等減量推進委員会について」、ご説明します。
(資料に基づき事務局説明)

議長 事務局の説明が終了しました。これより、質疑等をお受けします。委員の皆様から何かございますか。

鈴木委員 指定ごみ袋手数料の見直しについて、これまでの審議会では基本的な考え方のように手数料見直しの方針について決めてきたところだが、今後どのように進めていこうとお考えか。

齋藤課長 令和3年3月の審議会において見直しに対する基本的な考え方についてご了承いただいたところではありますが、新型コロナウイルス感染症拡大による物価の高騰が続いていることから、見直しを行う時期について慎重に見極めている状況でございます。今後の状況につきましては、社会情勢が変化した段階で審議会を行い、ご提案させていただければと考えております。

議長 その他にご質問ございますか。

尾高委員 鈴木委員の質問に関連するが、見直しについては現在時期を見極めているということだが、基本的な考え方に示されている見直し後

の料金水準に対して一度にあげるのか、それとも段階的に上げていくのかといったところを考えていくことになるのか。また、平成13年から現在に至るまで見直しされてこなかった手数料を見直すことに対する基本的な改定のスタンスはどうだったのか伺いたい。

齋藤課長 手数料の見直しにつきましては、一定期間市の財政部門と相談のうえ、受益者負担等を前提に調査・検討を進めてきたところであり、その中で基本的な考え方を定めたところではあります。その考え方もおりにいくかというとなかなか難しいところがあり、見直しの時期ややりかたについてはより検討を要する場合があると考えております。

鈴木部長 令和3年の審議会では基本的な考え方をお示しした際には、いわゆる激変緩和という部分はフォローしないといけないという意見がございました。と申しますのも、この基本的な考え方を審議していた当時、県下の状況を踏まえ平均1リットル当たり1.1円で行っていただきました。これに対して、当市のごみ指定袋手数料は1リットル当たり0.4円ですので、これをいくらにしようかと議論をさせていただいた中で、近隣市等の状況を踏まえたうえで1リットル当たり1.0円にしようとなった経緯がございます。

また、見直しにつきましては、基本的な考え方はお示しているところではございますが、さきほど齋藤課長からご説明しました通り、消費者物価の高騰を踏まえて改定する時期について検討すべき課題と考えております。

鈴木委員 審議会では検討された基本的な考え方はやはり決議機関の承認を得ることはできなかったのか。

鈴木部長 令和3年の基本的な考え方をまとめる際には市議会議員の皆様にもいろいろご意見を賜りました。議員の皆様もご自分の考えだけでなく、地元の方などの意見を聞いた方もいらっしゃったと思います。その当時の時世を考えた中で、手数料を1リットル当たり0.4円から1.0円にするのはどうなのかとご意見をいただいた議員の方もおり、現在見直し時期を見極めている状況の一つの理由と考えていただければ、と思います。

鈴木委員 今後も審議会でのこの議題について審議することになるとは思うが、

審議された内容が決議機関から反対にあい実行されないということがあるのではないか。

鈴木部長 審議会のご意見をいただいてまとめあげたものが基本的な考え方ではございますが、これを実行していくためには議会に条例改正を上程するなど、手続きを経る必要がございます。そのひとつ前の手続きとして、例えば委員会や一般質問での答弁を通じて理解を得ていく、市民の代表者の方々からのお声を聞く機会ととらえております。そう考えると、やはり状況的に見直しは今ではないだろうと思うところであり、齋藤課長の申し上げたとおり、現在、物価が高騰していることも踏まえて基本的な考え方の一部修正を含めて今後の進め方を考えていきたい、市民の負担を考慮しながら今後審議会の皆様の意見を聞きながら修正できる部分は修正するよう検討していきたいと思うところでございます。

 なお、説明資料にもございますがプラスチックリサイクルに関する項目がございます。これは令和4年4月1日に施行されましたプラスチック資源循環法に基づき、プラスチック製品に対して資源化を進める必要があるということになります。ですので、これまで進めてきた手数料の見直しにおける新たな要素としてプラスチックリサイクルについても検討を進めなければならない状況になってまいります。リサイクルのためにプラスチック製品を回収するのであれば袋が必要になるなど、今使っている可燃物の指定袋の取り扱いなども併せて検討していく必要があると考えておりますのでこちらについても事務局の考え方を示したうえで委員の皆様のご意見を頂戴できれば、と思っております。

議長 その他質問ございますでしょうか。
 ないようですので、議事1については議論を終了いたします。
 次に、議題2「プラスチックリサイクルについて」、事務局から説明を願います。

宮崎班長 それでは、議題2「プラスチックリサイクルについて」、ご説明します。
 (資料に基づき事務局説明)

議長 事務局の説明が終了しました。
 これより、質疑等をお受けします。

委員の皆様から何かございますか。

鈴木部長 質問に先立ちまして、資料2の1ページ目のスキームについて追加でご説明いたします。

指定法人スキームについては図にもございますように、まず収集業者がプラスチックごみを運びます。集めたプラスチックは市の中間処理施設で選別し、梱包をして保管します。それを指定法人に引き渡すやり方が一つございます。一方、大臣認定スキームは例えば市が分別収集事業者に回収を依頼します。この際は選別も梱包もせずにそのまま指定法人に引き渡すというスキームです。

この二つのやり方について、先ほどメリット・デメリットについて事務局からご説明させていただきましたところでございます。

議長 この議題に関しては昨年度審議会でも議論されたところでしょうか。それとも今年度から始めて議論するところでしょうか。

宮崎班長 昨年度については、プラスチック資源循環法の説明をさせていただきました。今回も法の説明について繰り返しになる部分はあるのですが、事業者との意見交換のところなど、より具体性を持ったお話をさせていただいております。

議長 事務局からの説明に「再資源化事業者」と「再商品化事業者」とあるが、こちらは別の意味を示しているのか。それとも同じ意味の言葉なのでしょうか。

宮崎班長 失礼しました、「再商品化」として捉えていただければ、ということですので。申し訳ございません。

議長 「再商品化事業者」という表現だと、最終的に販売できるものを作る業者というような捉え方になってしまうと思うが、そういうことでしょうか。

宮崎班長 こちらの表現については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては「再資源化」、プラスチック資源循環法においては「再商品化」という表現が用いられるようになったところであります。

近藤次長

先ほどの資料にも記載させていただきましたが、A、B、C、Dの業者様方については現状、最終的に商品をつくるのではなく、最終的な商品の減量化をする業者となっております。ですので、こちらの業者がプラスチックを回収し、ペール化してから、最終加工をするところの方で製品化または商品化するところになります。

また、追加でお話しさせていただきたいのですが、資料2の大臣認定スキームという話の中で「再商品化事業者」「再商品化実施者」という言葉が出てくるんですけども、こちらはいわゆる自治体と事業者がこういうプラスチックを収集してそれを再商品化していくよっていうのを受けて、自治体と事業者が連携して認定をいただいた中でやる場合の呼び名が「再商品化実施者」という形になります。こちらの場合になってしまいますと、プラスチックリサイクルの中でも処理可能なプラスチックが限られてしまう場合があります。

もう一つの指定法人スキームの場合ですと、プラスチック資源循環法の中で分別回収についてある程度手引きというものが出てきております。その手引きの中では、例えばアクリル板だとかプラスチックのおもちゃなど対象となりますプラスチックが指定されており、そういうものを全部まとめて梱包した状態でその指定法人へ引き渡すことができるという違いがあります。

2つのスキームについて話をさせていただきましたが、先に説明した大臣認定スキームの場合の再商品化事業者というやり方もまだできたばかりのものというところもありますので、いわゆる容器包装プラスチック関係などの再資源化を行っている先の4事業者に話を伺っていたところです。こちらの意見交換の実施についてはいわゆる再資源化実施者と表現させていただいたところであり、大臣認定スキームの再商品化事業者というものが存在し、そういった事業者と相談しているわけではなかったために、説明の中で分かりにくい表現になってしまったことについてはご容赦いただければと思います。

議長

意見交換を行った4事業者の中で、大臣認定を受ける事業者はあるのでしょうか。

宮崎班長

4事業者のうち大臣認定を受ける予定がないのは1社で、それ以外の3社については検討中ということで聞いております。

議長

なるほど、話をややこしくしてしまい申し訳ありませんでした。

鈴木委員 いろいろな質問ありましたけども、資料に記載ある通り、事務局としてはまだ検討段階でその実施方法については引き続き調査を実施し、今後の審議会にて、本市に適した処理方法を示してくださるということをお願いします。

議長 ご助言ありがとうございます。

齋藤課長 今鈴木委員がおっしゃられたように、費用面などを含めて調査をさせていただき、今後の審議会でもたご提案させていただきたいと思えます。

議長 その他ご質問・ご意見ございますか。
特にないようですので、本日の議事はすべて終了いたします。
私の方は、これで議長の職を解かせていただきます。
ご協力ありがとうございました。
それでは進行を事務局に戻します。

(5) その他

宮崎班長 工藤会長ありがとうございました。
次回審議会につきましては、令和5年12月頃の開催を予定しております。
審議会委員の皆様におかれましては、今後ともよろしく願いいたします。

(6) 閉会

宮崎班長 以上を持ちまして、廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。
長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

令和5年度第1回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会

令和5年7月5日（水）午後2時から
袖ヶ浦クリーンセンター 2階研修室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 辞令交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員紹介
- 5 事務局紹介
- 6 会長、副会長選出
- 7 会長あいさつ
- 8 議 事
 - 議題1 袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会について
 - 議題2 プラスチックリサイクルについて
- 9 その他
- 10 閉 会

廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：令和7年3月31日まで

区分	氏 名	所 属 団 体、連 絡 先 等
学識 経験者	工藤 智子	元千葉県環境研究センター長
	尾高 悟	元袖ヶ浦市廃棄物対策課長
事業者 代表	藪岬 勇治	袖ヶ浦市商工会（理事）
	竹越 岳二	袖ヶ浦環境連絡会
	鈴木 英一	袖ヶ浦市食品衛生協会（会長）
	江澤 幸二	ごみ減量化・資源化協力店代表
	北島 勝正	袖ヶ浦環境清掃協同組合（理事）
	川崎 祐治	資源回収団体代表者（袖ヶ浦ワークスリサイクル会）
市民 代表	長谷川 勉	自治会活動代表者（袖ヶ浦市自治連絡協議会）
	齋藤 麻依子	市民代表
	在原 政枝	市民代表
	猿渡 由枝	市民代表
	中山 朝子	市民代表

袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会について

1 袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会について

減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理の推進に関する事項、その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査、審議するため、袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会を設置しております。

2 本市のごみ処理について

本市のごみ及びし尿の処理については、木更津市、君津市及び富津市と広域処理をおこなっており、木更津にあります(株)かずさクリーンシステムで処理をおこなっております。処理フローについては資料1-1のとおりです。

3 本市のごみの減量化・資源化の取組の経緯

本市では、平成5年度から資源回収自治会事業を開始し、再資源化に取り組むとともに、家庭ごみについては、平成13年7月から、ごみ指定袋制度によるごみ処理の有料化を、平成25年10月からは粗大ごみ有料化制度を開始しました。

また、事業系ごみについては、平成23年7月に処理手数料の改定を行い、ごみの減量化や資源化を図ってきました。

これらの取組により、ごみの減量化に一定の成果を収めてきました。

しかし、近年では、一人1日当たりのごみ総排出量については、資料1-2の排出量実績に示すとおり、平成30年度の930グラムから令和4年度の890グラムへと減少傾向にあるが、下記の状況となっており、市では、更なるごみの減量化・資源化を推進していく必要があります。

- 家庭から排出される家庭系ごみの排出量は横ばい傾向
- 自治会資源回収等の資源回収量は平成30年度の2,120トンから令和4年度の1,855トンと減少傾向
- 再資源化率については平成30年度の25.6%から令和4年度の25.0%と減少傾向。
- 国及び県が掲げている一人1日あたりの家庭ごみ排出量やリサイクル率の数値目標値を達成できていない。

目標値	国及び県	袖ヶ浦市
一人1日あたり家庭ごみ排出量	500グラム	560グラム
リサイクル率	国 27% 千葉県 30%	25%

4 検討を要する事項

ごみの減量化及び資源化を目指すために、検討が必要なごみ収集体制の総合的な見直し事項として次の3点が挙げられます。

- (1) 家庭系ごみ処理手数料（ごみ指定袋の料金）の見直し
- (2) ごみ収集回数の見直し
- (3) 分別の細分化（容器包装プラスチック及び製品プラスチック等）

5 関連計画

ごみ収集体制の見直しに関しては次の各計画に記載しています。

- (1) 前期基本計画（令和2年度～7年度）
- (2) 第2次環境基本計画（令和2年度～令和13年度）
- (3) 一般廃棄物処理基本計画（令和2年度～令和13年度）

6 廃棄物減量等推進審議会におけるこれまでの検討内容

6.1 令和4年度までの検討内容

令和4年度までの検討内容は、ごみの資源化及び減量化に関する下記3項目について、今後の進め方について、検討してまいりました。

(1) 家庭系ごみ処理手数料の見直しに関すること

家庭系ごみ処理手数料いわゆるごみ指定袋の料金については、平成13年に制度を開始して以来、一度も料金の見直しを行っておらず、更なるごみの減量化を進めるため、見直しの検討を進めていくこととなりました。

なお、ごみ収集日の見直しと同時期に行うことは、市民への負担が大きいことから、料金を見直しを優先的に実施していくこととしております。

審議の過程では、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進への効果、市民の受容性や周辺自治体における手数料の水準などを考慮した中で、委員の方々から、負担率の適正化や料金設定の考え方、ごみ指定袋の容量変更の必要性、ごみ指定袋をレジ袋として活用できるよう1枚単位で販売することなど、様々なご意見を頂きながら検討してきた結果、令和3年3月の審議会において、家庭系ごみ処理手数料の見直しを進めていくことについて、了承を得られたことから、「家庭系ごみ処理手数料の見直しの基本的な考え方」を策定しました。

〔(2) ごみ収集日の見直しに関すること

〔(3) プラスチックリサイクルの検討に関すること

ごみ収集日の見直し（収集回数・祝日収集）を行うことは、市民生活への影響が大きく、単に収集回数を減らすことは、市民の理解を得るのが難しいものと考えられます

また、容器包装プラスチックリサイクルの開始についても、現状の制度では、処理費が高額であることや分別が難しいことが挙げられます。

ごみ収集日の見直しにおいて、減らした可燃ごみの収集日を容器包装プラスチックの収集日に充てることで、市民生活への負担を減らすことができるものと考えられることから、ごみ収集日の見直し及び容器包装プラスチックリサイクルの検討は、同時に行うことが望ましいと考えられます。

ただし、家庭系ごみ処理手数料見直しと、ごみ収集日の見直し及び容器包装プラスチックリサイクルの検討を同時に行うことは、市民への負担が大きくなることから、家庭系ごみ処理手数料見直し後に検討を進めていくことといたしました。

6.2 令和5年度の検討内容

(1) 今後の家庭系ごみ処理手数料の見直しに関する検討

家庭系ごみ処理手数料の見直しについては、実際どのように家庭系ごみ処理手数料の見直しを進めていくのかの基本方針の内容を審議会にて検討し付議をする予定となっております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響やその後の物価上昇等による社会経済情勢や市民生活への影響などを考慮し、慎重に判断していくこととしております。

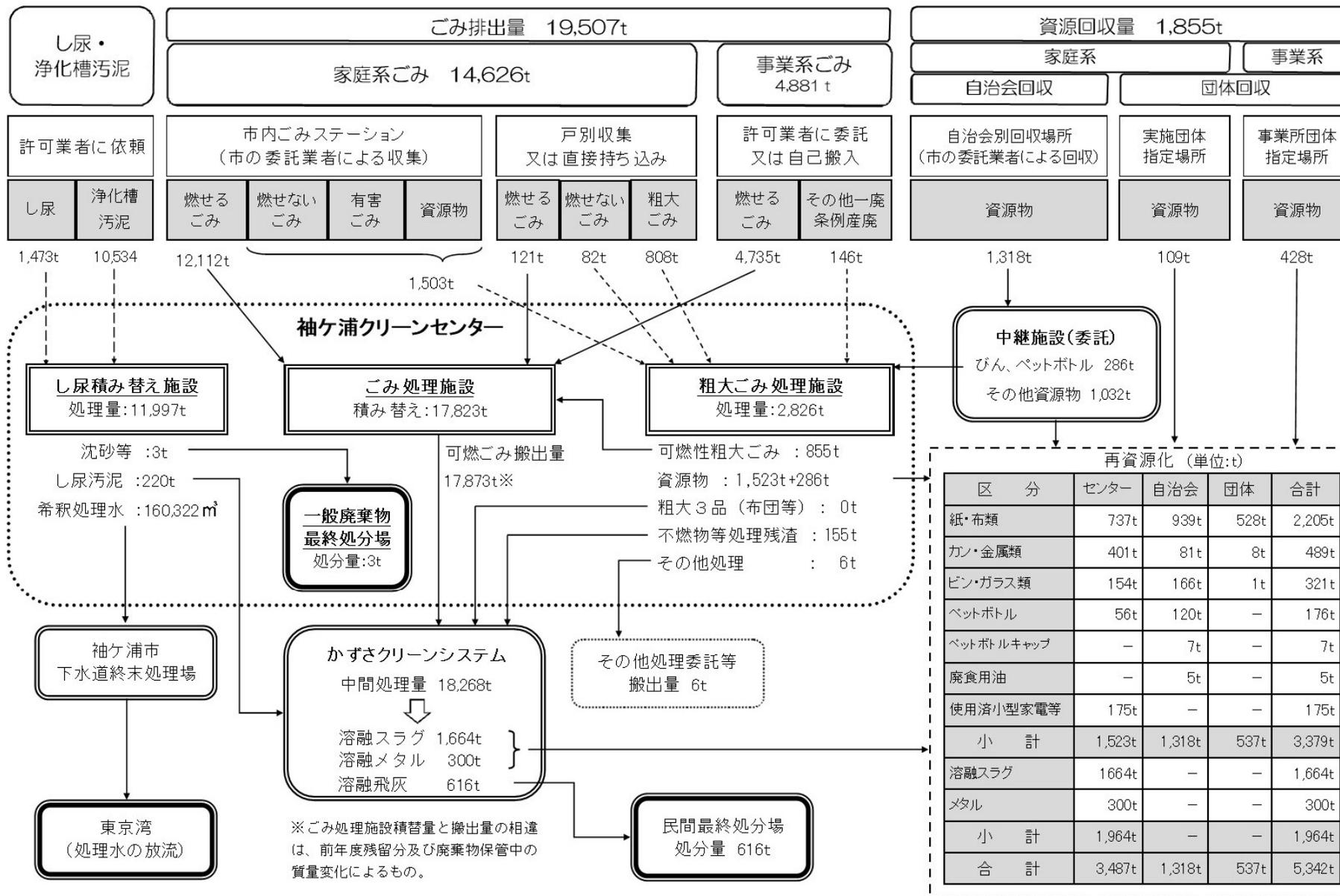
なお、新型コロナウイルス感染症については、季節性インフルエンザと同じ5類相当に引き下げられたものの、資源価格の高騰等に伴う物価上昇等により市民生活に影響が出ていることから、状況を見極めながら、引き続き実施に向けて今後の進め方について検討してまいります。

(2) プラスチックリサイクルに関する報告

本市の現状は、容器包装を含めプラスチックのリサイクルは未実施の状況にあり、令和4年4月1日にプラスチック資源循環法が施行されたことから、自治体においても製品プラスチックのリサイクルについて努力義務が課されました。

本市においても昨年度より事業者との意見交換や他市へのアンケート等の調査を行っており、その調査結果等について、審議会へご報告させていただき、今後の進め方について検討してまいります。

令和4年度 ごみ及びし尿処理フロー



排出量実績

資料1-2

区分		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R4年度 前年比	計画 R5年度	
年度														
人口(①)		61,895 人	61,927 人	62,147 人	62,390 人	63,251 人	63,704 人	64,519 人	65,075 人	65,415 人	65,777 人	362 人	65,659 人	
年間日数(②)		365 日	365 日	366 日	365 日	365 日	365 日	366 日	365 日	365 日	365 日	0 日	366 日	
ごみ 排出量	家庭系	可燃ごみ	11,499 t	11,740 t	11,904 t	11,935 t	11,948 t	12,123 t	12,732 t	12,773 t	12,451 t	12,233 t	-218 t	12,752 t
		不燃ごみ等	4,213 t	1,837 t	1,746 t	1,615 t	1,540 t	1,538 t	1,676 t	1,717 t	1,684 t	1,585 t	-99 t	1,604 t
		粗大ごみ	141 t	376 t	462 t	521 t	583 t	675 t	746 t	928 t	778 t	808 t	30 t	909 t
		小計(③)	15,853 t	13,953 t	14,112 t	14,071 t	14,071 t	14,336 t	15,154 t	15,418 t	14,913 t	14,626 t	-287 t	15,265 t
	事業系	可燃ごみ	4,853 t	4,898 t	4,833 t	5,041 t	4,966 t	5,011 t	5,039 t	4,715 t	4,851 t	4,735 t	-116 t	4,909 t
		不燃ごみ等	231 t	253 t	214 t	197 t	170 t	157 t	156 t	174 t	167 t	146 t	-21 t	113 t
		小計(④)	5,084 t	5,151 t	5,047 t	5,238 t	5,136 t	5,168 t	5,195 t	4,889 t	5,018 t	4,881 t	-137 t	5,022 t
	ごみ排出量(③+④=⑨)		20,937 t	19,104 t	19,159 t	19,309 t	19,207 t	19,504 t	20,349 t	20,307 t	19,931 t	19,507 t	-424 t	20,287 t
	一人1日あたり排出量 ⑨/①/②*1000*1000		927 g	845 g	842 g	848 g	832 g	839 g	862 g	855 g	835 g	813 g	-22 g	844 g
	資源回収量 ⑥+⑦=⑩		2,620 t	2,612 t	2,469 t	2,306 t	2,205 t	2,120 t	2,032 t	1,852 t	1,914 t	1,855 t	-59 t	2,100 t
	ごみ総排出量(⑨+⑩=⑪)		23,557 t	21,716 t	21,628 t	21,615 t	21,412 t	21,624 t	22,381 t	22,159 t	21,845 t	21,362 t	-483 t	22,387 t
	一人1日あたり総排出量 ⑪/①/②*1000*1000		1,043 g	961 g	951 g	949 g	927 g	930 g	948 g	933 g	915 g	890 g	-25 g	932 g
	一人1日あたり家庭系総排出量 (③+⑩)/①/②*1000*1000		818 g	733 g	729 g	719 g	705 g	708 g	728 g	727 g	705 g	686 g	-19 g	723 g
	資源を除く一人1日あたり 家庭系総排出量 (③-⑤)/①/②*1000*1000		620 g	548 g	556 g	558 g	554 g	557 g	579 g	586 g	560 g	546 g	-14 g	576 g
資源 化量	クリーンセンター資源(⑤)	1,839 t	1,572 t	1,468 t	1,360 t	1,288 t	1,378 t	1,492 t	1,504 t	1,542 t	1,523 t	-19 t	1,420 t	
	自治会資源(⑥)	1,813 t	1,791 t	1,708 t	1,541 t	1,441 t	1,374 t	1,325 t	1,353 t	1,380 t	1,318 t	-62 t	1,400 t	
	団体資源(⑦)	807 t	821 t	761 t	765 t	764 t	747 t	708 t	499 t	534 t	537 t	3 t	700 t	
	KCS資源(⑧)	2,586 t	2,103 t	1,693 t	2,296 t	1,857 t	2,032 t	2,292 t	2,247 t	2,152 t	1,964 t	-188 t	2,142 t	
	資源合計 ⑤+⑥+⑦+⑧=⑫	7,045 t	5,816 t	5,602 t	5,962 t	5,350 t	5,530 t	5,816 t	5,602 t	5,608 t	5,342 t	-266 t	5,662 t	
	リサイクル率(⑫/⑪)	29.9%	26.8%	25.9%	27.6%	25.0%	25.6%	26.0%	25.3%	25.7%	25.0%	-0.7%	25.3%	
中間 処理量	KCS排出	19,497 t	17,626 t	17,786 t	17,914 t	17,940 t	18,343 t	19,207 t	19,028 t	18,934 t	18,264 t	-670 t	19,235 t	
最終 処分量	溶融飛灰最終処分量	756 t	698 t	759 t	697 t	616 t	677 t	698 t	759 t	697 t	616 t	-81 t	702 t	
国	一人1日あたり総排出量	958 g	947 g	939 g	925 g	920 g	919 g	918 g	901 g					
	資源を除く一人1日あたり 家庭系総排出量	535 g	529 g	525 g	517 g	513 g	516 g	524 g	531 g					
千葉県	一人1日あたり総排出量	956 g	936 g	925 g	913 g	903 g	897 g	905 g	894 g					
	資源を除く一人1日あたり 家庭系総排出量	551 g	539 g	532 g	528 g	525 g	520 g	533 g	540 g					

呼び方変えて ごみ削減めざす

「燃やす」↓「燃やすしかない」 京都・亀岡市が4月から

処理費用増 分別ルールを徹底

「燃やすごみ」が、「燃やすしかないごみ」に。「埋立てごみ」は、「埋立てごみ」などと分別して回収してきた。古紙など、地域の自治会や子ども会などが年に数回、集団回収をしていた。

しかし、2021年度に「燃やすごみ」の中身を調べると、洗えば資源ごみとして出せる弁当の空き容器やカップラーメンの容器、古紙として回収できる包装紙などが、重量ベースで約45%含まれていた。

毎月調査している「埋立てごみ」にも、本来は資源ごみ

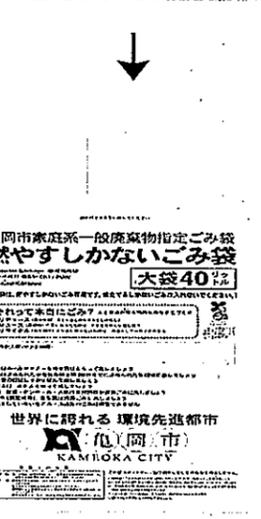
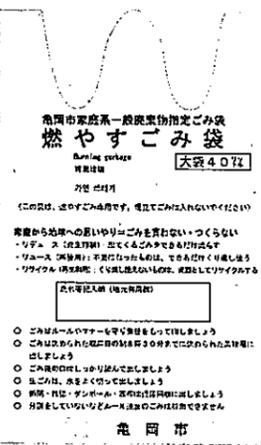
「このままでは、未来を担う子どもたちに重い税負担を強いることになる」

亀岡市資源循環推進課の大西治課長は、そう訴える。同市はこれまで、主に生ごみなどの「燃やすごみ」、プラスチックや缶といった「資源ごみ」にも、本来は資源ごみ

1997年から使ってきた焼却炉は老朽化が進み、10年以内に大規模な修理か、建て直しをする必要があるとい

かも見通せない。

国の補助金があるとはいえ、このままでは焼却施設や埋立て処分場を更新するために、計100億円ほどかかる可能性がある。分別を進めるため、市民の心に訴えられないかと、市職員がごみの呼び方変更を提案。新年度から実施することになった。



従来使っていた「燃やすごみ」の袋

4月から採用する予定の「燃やすしかないごみ」の袋

名称を変えることで、ごみの削減につなげた先行事例もある。

福岡県柳川市は、2年前、それまで「燃やすごみ」だった呼び方を「燃やすしかないごみ」に変更した。亀岡市と同様、プラスチックや紙などの分別ルールが守られていなかったからだという。

改称とあわせ、「燃やすしかないごみ」の指定ごみ袋の大袋(30kg)を、1枚20円から40円に「値上げ」した。プラスチック類専用とペットボトル専用の袋も新たに作り、こちらは大袋(50kg)で1枚10円にした。

分別してプラスチックやペットボトルは専用の袋で出した方が、ごみ袋にかかる代金が安くなる効果を狙った。その結果、「燃やすしかないごみ」は年間で10%減

改称+袋値上げ 成功例も

「燃やすしかない」年10%減 プラは2倍超に



石井一英教授 本人提供

柳川市生活環境課の榊島貴信リサイクル推進係長は、「分別することが、市民の中で習慣になったのではないかと。地球環境にも良く、市にとってもありがたい」と話す。

環境省によると、家庭から出るごみの分別や処理は、廃棄物処理法により地方自治体の責務とされている。ごみ袋を指定のものにするかどうか、袋の大きさや分別の仕方などは各自自治体に委ねられて

環境省の2020年度の調査によると、全国1741市区町村のうち、回答の選択肢のうち最も分別の種類が多い「26種類以上」に分別しているところが33。最も少ない「2種類」にしているところが5あった。「13種類」が149あり、最も多かった。

また、指定ごみ袋を有料化するなど、ごみの収集を有料としているところは114あり、全体の約66%にのぼった(粗大ごみをのぞく)。

廃棄物管理に詳しい北海道大学大学院の石井一英教授は、「ごみ」のネーミングや金額などを工夫して、各自自治体は市民に、ごみ削減に向けたメッセージを伝えてい

る。呼び方を変えるのは「名案」という。

ごみ袋に名前を書かせるなど、分別ルールを守るよう強く呼びかけている自治体もある。しかし、「100%の分別は難しいでしょう」。決められた時間に決められた場所に出すことがどうしても難しい人もいる。一方、複数の集め方ができるなら、出せる人は増えるかもしれない。

石井教授は「ホームセンターやスーパーなど民間企業が、段ボールや牛乳パックを集めるなど、資源化のルートが増えれば、市民も出しやすくなる。取り組みやすいものも一つの手ではないか」と話している。

(大塚美佳子)

う。もし建て直すなら、60億円以上かかる見込みだ。

「燃やすごみ」を減らすことができれば、焼却炉の負担軽減につながり、新たに建てる場合にも処理量に応じた規模にすることで経費を抑えられる可能性がある。

市の埋立て処分場も、すでに容量の70%以上が埋まっている。近隣住民など関係者とは、2031年度末まで使用する協定を結んでいるが、更新できるかは不明だ。

新たに別の場所に埋立て処分場をつくるには35億円以上かかる見込み。そもそも、広大な敷地の確保や、住民の合意を得ることが可能かどうかも見通せない。

ひととき

大好きな母が1月に旅立った。がんとわかってから、つらいこともたくさんあったけれど、よく頑張った、偉かったよ。心で語りかけているうちに思いついた。お葬式ではなく「この世からの卒業式」をしよう、皆で笑顔で拍手を送ってあげよう、と。

遠方で参列できない親族からは、生前の母とのくすくす笑えるエピソード満載のビデオレターを送ってもらい、上映会。母の学生時代からの写真を集めてのスライドショーでは、懐かしい顔を見つけては「あれはい〇〇姉さんだよな?」

母の「卒業式」

「や、〇〇ちゃんじゃない?」と盛り上がった。そして、叔父たちによるアメイジンググレイスの演奏と、卒業証書授与式。

「あなたは、今世を精いっぱい生き抜きました。この世からの卒業、おめでとう!」

読み終わったとき、参列者から盛大な拍手がわき起こった。

お母さん、家族皆で用意した卒業式はどうでしたか? よく頑張った今世の課題を終えたね。グッドジョブ!

— だけど、オール5の成績表を、渡し忘れちゃったよ。

東京都渋谷区
吉川 智子
主婦 52歳

料理メモ

スナップエンドウのゴマ酢あえ

1人前約80kcal、塩分0.4g

【主な材料・2人前】 スナップエンドウ10個、黒ゴマ大さじ2、砂糖小さじ1、しょうゆ小さじ1、酢大さじ1

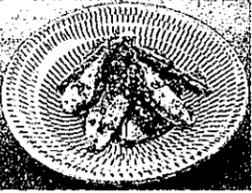
【作り方】 スナップエンドウはヘタと筋をとり、沸騰した湯に入れて2~3分ゆでます。水にとり、水気をきります。斜め半分に切ります。

すり鉢にゴマを入れてすり、砂糖、しょうゆ、酢を合わせます。スナップエンドウをペーパーの上に置いて水気をよく取り除き、すり鉢に入れてよくあえます。

味見をして、酸味が苦手な場合は砂糖少々を加え、味を調整します。器に山高になるようにそえます。

スナップエンドウのほか、春キャベツ、ナバナ、アスパラガス、ゆでタケノコでも同様に作れます。あえ衣に酢が入っているため、時間が経つと変色します。いただく直前にあえましょう。(約15分)

今週の担当/料理研究家・石黒弥生



No.1 白髪リタッチカテゴリー

素早く隠すなら ちらほら白髪を

SALON de PRO

西陣 | お出かけ前に

BS朝日の人気番組がコンサートを開催。日本の童謡や唱歌をプロの声楽アンサンブルと弦楽四重奏にのせてお届けします。

ABS朝日

子供たちに残したい 美しい日本のうた

プラスチックリサイクルについて

1. プラスチックリサイクルの方法について

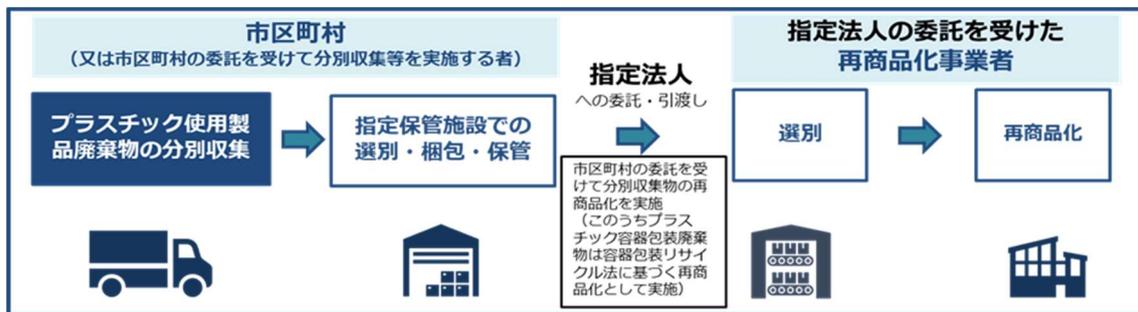
本市は現在プラスチックのリサイクルは行っていない状況であることから、今後プラスチックリサイクルを実施するにあたり、想定される検討事項を下記に示しております。

① 再商品化について

市が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を行う方法ですが、2つになり、1つは指定法人スキームとして、容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法と、2つ目は大臣認定スキームとして認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法となります。

(ア) 指定法人スキーム

指定法人スキームは、国が定めた指定法人である容器包装リサイクル協会にて処理を行う



- メリット

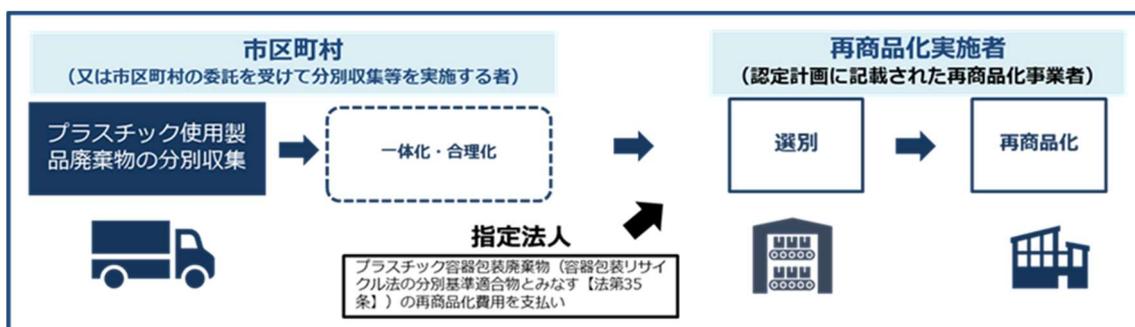
再商品化をする事業者「以下、再商品化実施者という。」の選定を指定法人が行うため、再商品化実施者を探す手間が省くことができる

- デメリット

容器包装リサイクル協会が指定する分別収集・再商品化する必要があるため、中間処理施設が必要となる

(イ)大臣認定スキーム

市区町村が再商品化計画を作成し、主務大臣に認可を受ける必要がある



- メリット
中間処理施設を有する再商品化実施者がいた場合、収集したものを直接再商品化実施者へ引き渡すことができる
- デメリット
再商品化計画を作成するにあたり、期間と委託に要する費用が発生する。

② 収集運搬について

収集運搬について、本市ではプラスチックの分別収集を行っていないことから、収集日の見直しやそれに伴う車両台数の検討をする必要があります。

③ 中間処理について

プラスチックのリサイクルをするにあたり、選別等の中間処理が必要となり、形態としては3種類に分けられます。

(ア)市が中間処理を行う

本市が中間処理を行う場合、設備やストックする場所がないことから、新たに中間処理施設の建設が必要となる

(イ)民間の事業者に中間処理を委託する

民間事業者にて委託による中間処理を行った場合、新たな費用が発生する

(ウ)再商品化実施者が中間処理を行う ※大臣認定スキームのみ

収集したプラスチックを直接搬出できるため、本市の費用を抑えることができるが、再商品化実施者においても検討中の段階となっている

2. 事業者との意見交換の実施について

本市ではプラスチックリサイクルを実施するにあたり、事業者の現状や市が行う中間処理の必要性などを確認するため、再資源化実施者4社と意見交換を行いました。

① 再資源化実施者 A

- 近隣市にある事業者
- 指定法人ルートで処理を実施している
- 今後は中間処理施設を導入し、直接搬入できるよう検討中

② 再資源化実施者 B

- 市内の事業者
- 製造事業者としてプラスチックの自主回収及び再資源化に取り組む
- 再資源化の施設の建設を検討している段階
- 中間処理施設については考えていない

③ 再資源化実施者 C

- 近隣市にて金属類の再資源化を行っている事業者
- 事業拡大でプラスチックリサイクルの事業を計画中
- 現状の計画では再資源化施設だけではなく、中間処理も建設予定で直接搬入が可能な施設とする

④ 再資源化実施者 D

- 市内の事業者
- 処理量は一日1t 実証実験用のプラントを建設予定
- 実験プラントであることから、事業期間が数年程度
- 燃えるごみに含まれるプラスチックからも、プラスチックを抽出するため汚れがひどい状況においても対応が可能
- 直接搬入が可能とする計画

3. 今後の進め方について

プラスチックリサイクルの方法など検討事項については、引き続き調査を実施し、今後の審議会にて、本市に適した処理方法をお示しします。

プラスチックリサイクル想定パターン一覧

パターン	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14						
①再商品化	指定法人スキーム (容器包装リサイクル協会ルート)				大臣認定スキーム (市が再商品化計画の認定を受ける)															
イメージ図																				
②収集運搬	中継施設あり(クリーンセンター経由) ・収集日の見直し ・車両台数の検討 ・中継施設の建設 ・交付金の検討		中継施設なし (民間施設への直接搬入) ・収集日の見直し ・車両台数の検討 ※木更津市、君津市及び 富津市が採用している		中継施設あり(クリーンセンター経由) ※業者により中継施設の要、不要あり ・収集日の見直し ・車両台数の検討 ・中継施設の建設 ・交付金の検討					中継施設なし(直接搬入) ・収集日の見直し ・車両台数の検討										
③中間処理	選別	あり※1			あり※1					なし										
	ペール化 (圧縮、梱包)	あり※1			あり※1		なし			あり※1		なし								
④再商品化実施者への 輸送	遠方	近隣	遠方	近隣	遠方	近隣	遠方	近隣	遠方	近隣	遠方	近隣	遠方	近隣						
⑤残渣処理	焼却				焼却															
その他	・指定法人(容器包装リサイクル協会)に委託するため、再商品化事業者は容リ協会の委託業者となる ・実証実験の検討				・マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクルの場合をそれぞれ試算 ※再商品化事業者を選定する必要あり ・実証実験の検討															
メリット	・再商品化事業者を選定する必要がない ・再商品化事業者は、保管施設ごとに一般競争入札により決定する。入札における上限価格を保管施設ごとに設定することが可能となる。				・再商品化事業者について、マテリアルリサイクルかケミカルリサイクルを自由に選択できる ・最大3年間の契約が許されるため、財政確保がしやすい ・容リ協会のペール品質調査や引き取り品質ガイドラインがないため、事業運営の柔軟性が高い					・廃棄物処理施設の建設は必要ない ・再商品化事業者について、マテリアルリサイクルかケミカルリサイクルを自由に選択できる ・最大3年間の契約が許されるため、財政確保がしやすい ・容リ協会のペール品質調査や引き取り品質ガイドラインがないため、事業運営の柔軟性が高い										
デメリット	・選別、ペール化が必要となるため、廃棄物処理施設の建設が必要 ・再商品化事業者について、マテリアルリサイクルかケミカルリサイクルを選択できない ・溶リ協会のペール品質調査や引き取り品質ガイドラインがあり、基準が厳しい		・選別、ペール化が必要となるため、民間処理業者へ委託が必要 ・再商品化事業者について、マテリアルリサイクルかケミカルリサイクルを選択できない ・溶リ協会のペール品質調査や引き取り品質ガイドラインがあり、基準が厳しい		・選別、ペール化が必要となるため、廃棄物処理施設の建設が必要 ・遠方のため輸送費用が高額となる ・再商品化事業者を選定する必要がある		・選別、ペール化が必要となるため、廃棄物処理施設の建設が必要 ・再商品化事業者を選定する必要がある		・選別が必要となるため、廃棄物処理施設の建設が必要 ・再商品化事業者を選定する必要がある		・ペール化が必要となるため、廃棄物処理施設の建設が必要 ・再商品化事業者を選定する必要がある		・ペール化が必要となるため、廃棄物処理施設の建設が必要 ・再商品化事業者を選定する必要がある		・ストックヤードの建設が必要 ・遠方のため輸送費用が高額となる ・再商品化事業者を選定する必要がある		・ストックヤードの建設が必要 ・再商品化事業者を選定する必要がある		・遠方のため輸送費用が高額となる ・再商品化事業者を選定する必要がある ・再商品化事業者を選定する必要がある	

※1中継施設が必要な場合、現状の袖ヶ浦クリーンセンターでは回収されたプラスチックを保管や圧縮をするための施設がないため、廃棄物処理施設(選別・圧縮施設)又はストックヤードを建設する必要があります。また、施設を建設する場合は廃掃法及び都市計画法の手続きが必要となるので、時間を要します。

民間事業者の状況

資料2-2

	再資源化実施者A	再資源化実施者B	再資源化実施者C	再資源化実施者D（実験）
面談日	令和4年10月13日来庁	令和4年11月14日 リモート	令和4年12月7日来庁	令和5年6月15日来庁
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○再商品化実施者の登録は行った。 ○大臣認定ルートでの処理は行っていない。 ○現在、「容リ協会ルート」での容器包装廃棄物の対応が多い。 <ul style="list-style-type: none"> ・10自治体と契約 ・14千円～15千円/トン ○プラ新法への対応は、「大臣認定ルート」となる予定 ○圧縮しないで搬入してもらう方法（圧縮施設の建設が要らない）も検討中 ○富津市新富への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ○再商品化事業者の登録認定は数年先になる見通し ○中間処理施設は、外注を考えている。 ○印象としてはプラ新法の「製造事業者等による自主回収・再資源化」に重点 	<ul style="list-style-type: none"> ○市原工場にプラスチックを一括回収し、再商品化まで実施可能な施設を整備予定 ○その際、「大臣認定ルート」による処理を検討 ○施設への直接搬入も可能 ○市原市玉前への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ○現在、プラスチックリサイクルの実験施設を袖ヶ浦市内に建設予定 ○実験施設のため、処理量は1日1tとなっている ○実験施設のため、期間限定 ○プラスチックだけではなく、燃えるごみの中からも原料抽出（ケミカルリサイクル）を行う予定 ○建設完了予定日は令和6年10月を予定している ○直接搬入が可能な設備構成となっている